

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 2018年 9月19日

東京都作業部会確認 2018年 9月28日

事業名 大会管理/事務管理システム、インフォシステム

案件名 Atos 社との Particularised Agreement (PA) 締結

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大卒の合意に基づき、平成 30年度に予算計上した大会管理/事務管理システム、大会情報配信システム等に係るパラリンピック経費である。 経費分担についても、大卒の合意に基づいている。 発注予定金額は V2 予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大卒の合意において、組織委員会は、大会運営の主体としての役割を担っている。 本案件は、IOC、Atos 社及び組織委員会との間で締結される、大会の全会場にわたる大会運営に関わる中核的なシステムの開発、管理、運用等の IT サービスについての包括的な供給契約（Particularised Agreement. 以下「PA」という。）である。 以上から、本案件について、組織委員会が一括して執行することが効率的・効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約及び開催都市契約大会運営要件において、競技大会結果・情報サービスを提供することが定められている。 	<p>開催都市契約 64</p> <p>開催都市契約大会運営要件 Tec07,08</p>

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会からは、監査法人が PA の契約金額について検証し、評価モデルを用いて算定した適正契約金額よりも、安価であったとの結果を踏まえ、Atos 社からの提示金額が妥当であるということを確認したという説明を受けた。 ・共同実施事業管理委員会設置要綱第 7 条に基づき、本件に関する専門家からの、「組織委員会の説明内容によると Atos 社が提供するサービスの対価を算出することは困難であるものの、当該システムの開発、管理、運用等を Atos 社以外の企業が実施した場合よりも Atos 社からの提示額の方が安価であると考え。」という意見を確認した。 	
	<p>納得性</p>	<p>「経費の内容等が効率性の観点から妥当なものであること」の項目と同じ</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき、本事業の経費を公費で負担することは適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。